

【被扶養者確認調書 Q&A】

【健康保険 被扶養者とは】

主として被保険者の収入により生計を維持されている方（日本国内に住所を有する3親等内の親族に限ります。また、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の場合は、被保険者と同居している方に限ります。）で、以下の基準に該当する方

◎同居の場合：認定対象者の年間収入が、130万円未満（※）かつ被保険者の年間収入の1/2未満であること。

◎別居の場合：認定対象者の年間収入が、130万円未満（※）かつ被保険者からの送金額より少ないとこと。

（※）認定対象者が、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方の場合は180万円未満

認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満の場合は150万円未満

Q 1. 被扶養者認定基準に該当しなくなつた家族がいるので、扶養から削除したいのですがどうすればよいですか。	A 1. 本調書を被扶養者削除届としてご利用いただけます。 「②被扶養者でなくなった日」「⑤異動の理由」欄をご記入いただき担当者にご提出ください。その際、当該被扶養者が「資格確認書」をお持ちの場合はご返却いただく必要があります。被扶養者削除届(本調書)に「資格確認書」を添付して担当者にご提出ください。
Q 2. 収入のない被扶養者については、収入の証明書類は何を添付すればよいですか。	A 2. 令和7年度の課税証明書（非課税証明書）を添付してください。 お住まいの市町村の役所で（マイナンバーカードの登録手続きが済んでいればコンビニエンスストアなどでも）入手できます。 今現在入手できる最新のもの（令和7年度分）をお願いします。
Q 3. 年金生活の両親を扶養しているのですが、両親は無職なので、収入証明書類は「非課税証明書」で良いですか。	A 3. 年金を受給されている方については「年金額改定通知書」や「年金振込通知書」（いずれも必ず最新のもの）など年金額のわかるものの <u>写し</u> を添付してください。 写しは、①受給金額②受給者の氏名、が確認できるようにとってください。
Q 4. 自営業・個人事業主・フリーランスなどの家族について、収入証明書類は何を用意すればよいですか。	A 4. 令和7年分の確定申告書の写しをご提出ください。経費の詳細等も確認する必要があるため、第一表・第二表だけなく <u>収支内訳書等も必ずご提出ください。</u> 電子申告（e-Tax）された場合は、控えをプリントアウトしたものをご提出ください。 また、確認調書提出時点で <u>まだ確定申告がお済みでない場合は、確定申告書（写し）以外の書類のみ先に提出し、確定申告書（写し）</u> については後日、申告が済み次第追加でご提出ください。
Q 5. 子どもを扶養に入れているが、既に就職が決まっておりまもなく扶養から抜く予定なので、証明書類等は提出しなくてもよいですか。	A 5. 令和7年中における被扶養者資格について確認する必要があるため、扶養から削除する予定の方であっても、証明書類はご提出ください。
Q 6. 現在単身赴任中なのですが、赴任先の住所と家族の住んでいる自宅の住所、健保へはどちらを届出ればよいですか。	A 6. 住所は住民票に登録されているものをお届出ください。ただし、住民票住所と実際に住んでいる住所が異なる場合は、その旨を明記し、住民票住所と居所の両方を届出ください。
Q 7. 既に扶養削除したはずの家族の名前が載っている、住所が違う、氏名のフリガナが違う、など記載情報が誤っている場合はどうすればよいですか。	A 7. 本調書は、令和7年1月1日時点で当組合に登録されていたデータを基に作成しています。それ以降に変更届・訂正等をご提出いただいた分については本調書には反映されおりませんのでご了承ください。 上記以外で記載情報に誤りがある場合は、データを訂正する必要がありますので、別途、変更届・訂正届等をご提出ください。（各種変更届・訂正届の用紙は、当組合のホームページから印刷することができます。）